

令和5年度 第2回糸魚川市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会議録

日時：令和6年2月1日（木）

13時30分から14時30分

場所：糸魚川市役所 201.202会議室

【協議会に付した案件】

1 議 事

- (1) 令和6年度国民健康保険事業計画について
- (2) 令和6年度国民健康保険事業費について
- (3) 納付金の統一について
- (4) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び
第4期特定健康診査等実施計画のパブリックコメントについて

<出席委員>

穂苅 千恵子	池原 久美子	柴田 登美子	寺島 恵美子
原田 武	竹内 利之	吉岡 京子	清水 博
小野 聡	平内 芳美	原 直樹	

以上11名

<欠席委員>

森田 英	塚田 佳代	上野 貴弘	久保敷 隆
------	-------	-------	-------

以上4名

<事務局出席職員>

市民部：小林部長
健康増進課：池田課長 林課長補佐 高崎国保係長
川原保健係長 田中健康づくり係長 飯田保健専門員
小河原主査
市民課：川合課長 蒲原参事(納税係長) 福光市民税係長

《 会議録 》

1 開会

○池田健康増進課長

ただいまから、令和5年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。

本日は大変ご多用の中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。事務局の健康増進課池田です。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、小林市民部長がご挨拶をさせていただきます。

2 挨拶

○小林市民部長

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。市民部長を務めております小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日までいい天気だったのに、今日はまた一変して寒くなったところ申し訳ありませんが、今日はよろしくお願いいたします。

当市の国保の保険給付費につきましては、当初の見込み額の通りに推移をしているという状況でございまして、このままでいくと、予算の範囲内で対応できるかなという状況になっております。

また、県で運営を行っております保険給付につきましても、県全体としてみれば、予算の範囲内で収まる見込みということでございます。

本日は、新年度の事業や予算についてご審議をいただくこととしております。新年度予算案につきましては、最終的には市議会の議決を経て正式に決定になるわけですが、本日は運営協議会の皆様からも事前にご確認をいただきまして、ご意見をいただきたいと考えております。

また、国の動向としまして、健康保険証の廃止が言われております。今年の12月2日施行で、マイナ保険証の利用促進を行うとともに、マイナンバーカードをお持ちでない方には資格確認書の交付を行うこととしております。そんな形で、今年の年末に向けて、若干新しい動きになってくるかなということでもあります。

どうぞ今日は皆様から忌憚のないご意見をお伺いして、よりよい運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○池田健康増進課長

ここからの進行につきましては、運営協議会規則第3条の規定によりまして、原会長に議長をお願いいたします。

3 出席委員報告・議事録署名委員の指定

○原会長

J Aひすいの原です。よろしくお願いいたします。

事務局から指名でありますので、私の方で進行させていただきます。

次第の3番、出席委員の報告と会議録署名委員の指定について、事務局の方からお願いいたします。

○池田健康増進課長

本日の出席委員は15名中11名のご出席であります。

過半数の出席がありますので規則第3条第1項の規定によりまして、協議会については成立をしております。

それから、委員の交代についてご報告させていただきます。

人事異動に伴いまして、被用者保険を代表する委員として新潟地方法務局の塚田佳代さんを新たに委嘱させていただいております。

会議録の署名委員につきましては、被保険者を代表する委員から交代でお願いをしております。今回は寺島委員をお願いいたします。

以上であります。

○原会長

今ほど事務局からの説明があった通り、会議録の署名については寺島委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 議事

○原会長

それでは4の議事に入ります。

委員の皆様から活発なご意見を願いすると共に、スムーズな進行に

ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日の議題となっている事業費の関係については、最終的に市議会において審議、議決される事項でございます。先ほど市民部長からも話があった通りですので、本日の審議内容、それから配布された資料については取り扱いに十分注意するとともに、外部への公表を避けていただきたいということですので、よろしくお願いいたします。

(1) 令和6年度国民健康保険事業計画について

○高崎国保係長

資料1に基づき説明

【質疑】

○委員

マイナンバーカードを持っていて、マイナ保険証と紐づいていない方はどれぐらいですか。パーセント的に。

○事務局

マイナ保険証の登録者数は把握できていますが、カードを持っていて、まだ紐付けが終わってない人については把握できていない状況です。すみません。

○委員

たまに、薬局でも、やろうと思っても紐づいてない、という方がいらっしやったりするので、ちょっと聞いてみました。

○会長

紐付けってどうやってやるんでしたっけ。

知らないうちにマイナ保険証になっていたんだけど。

○事務局

スマホなりパソコンをご利用いただいてマイナポータルに入りました、自分の保険情報をマイナンバーカードに紐付けする作業が必要になります。

○会長

2万ポイントもらっても、マイナ保険証にはならないということだね。

○事務局

いいえ、2万ポイントをもらわれた方は、全てお手続きが完了して、間違いなく保険情報の紐付けは終わっております。

○会長

そうなんですか。じゃあ、マイナ保険証になっているんですね。

○委員

市役所で去年、マイナンバーカードへのポイント付与の手続きやっ
てらっしゃいましたよ。

○会長

マイナ保険証になっていても分からなかったものだから。

委員、よろしいですか。

○委員

はい。ありがとうございます。

○会長

他にいかがでしょうか。

それではご意見等無いようですので、国民健康保険事業計画について承認してもよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○会長

では、承認といたします。

(2) 令和6年度国民健康保険事業費について

○高崎国保係長

資料2に基づき説明

【質疑】

○委員

葬祭諸費というのを、火葬場の、何…。内容がちょっと(分からない)。

○事務局

葬祭費のことになります。

○委員

歳出の2款の5番ですね。

葬祭諸費ってどういう内容のお金なんですか。

○事務局

被保険者がお亡くなりになった際の葬祭費として、一件5万円をお支払いしております。その内容の項目となります。

○委員

はい。

○事務局

被保険者が亡くなった場合に、世帯主さんの口座に5万円を葬祭費としてお支払いしていますが、そちらの予算として、今年度80件分を計上させていただいております。

○委員

ざっくり言うと80人お亡くなりになることを想像して、ということですか。

○事務局

推計としてはそのように計算しています。

○会長

国民健康保険でね。

○事務局

はい、そうです。

○委員

「被」というのは…。

○事務局

国保に入られている方になります。

○事務局

75歳以上になれば後期高齢者の保険に入るので、その手前の人で国保に入っている人。

○委員

ああ、はい。

○事務局

社会保険に入られていない方で、国保に入っていらっしゃる方ということになります。

○委員

はい。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

わかりました。

○会長

他にいかがでしょうか。

それでは、予算の関係につきまして、3月の市議会議員議決が行われるということですが、承認してもよろしいでしょうか。よろしい方は拍手を以って承認をいただきたいんですが、よろしく願いいたします。
(拍手)

ありがとうございました。それでは国民健康保険事業費について、承認することといたします。

(3) 納付金の統一について

○高崎国保係長

資料3に基づき説明

【質疑】

○会長

納付金が増えても1人1,000円以内に収まるということですね。

○事務局

はい。今現在の被保険者数で、今現在の医療費で動いた場合、年間100万円、5年後に500万円に、金額としては1,000円までにはいかない増加額になるんですが、ただ…。今後どう変わるか分からない、というのがあるので。

○会長

そうだね。今までもそれは分かりませんよね。

○事務局

基本的には保険料というのは上がっていくと思うんです。

医療もだんだん高度になってくれば、薬や治療費も高くなってくる。そしてシステムや人件費等を100人で支えているところが、人口・加入被保険者が減って80人になれば80人で支えなければならない。それを割り返したらどうしても高くなってくる。それがどんどんこれからも続いていく傾向にあると思う。

少しでも元気に、健康で医者にかからないようにしてもらおう、一方ではそういう健康づくりに取り組むことが大事だということです。

○会長

だそうですが、皆さんいかがでしょうか。

○会長代理

県内でいろんな医療費の収入と支出の割合がありますよね。

上越の人にちょっと聞いたんですが、上越はすごく保険料が高いと言いますよね。しかも収納率も悪いと。それで、市役所で特別の徴収係を募集して、お金を徴収しているということなんですが、糸魚川市はどうでしょうか。

要するに未納の人がたくさんいて、収納してください、という方がいるんですかね。

○事務局

糸魚川は（保険料は）そんなに高くないんです。資料2の5ページ。

○事務局

1人当たりの保険料の推移なんですが、5ページ（2）を見ていただくと、令和5年度に保険料を下げております。改定ということで県内28番目の保険料の高さなので、30市町村あるうちの28番目ということで本当に低い保険料となっております。

その中でも糸魚川市国保の運営については余裕があって、繰越金も多く出たことで基金も積み上げを行っているという状況です。

○会長代理

ありがとうございます。

○委員

今日会議に来る前に「目で見える国保」に目を通していたんです。

資料の年度が令和3年なのでちょっと前の資料なんですが、糸魚川市は何色になっているかだいたいチェックしてきたんです。

さっき、健康も大事だとおっしゃっていたんですが、メタボとか赤色になっていたものが結構あって、健康に気を付けなければならないところがあるんだな、と。

○事務局

委員さん、何ページを見て言っていますか。

○委員

健康のほうで、例えば24ページ。青もあるんですけど、中性脂肪とか。

○事務局

コレステロールが高いですね。

○委員

赤も結構あるな、と思って。

○事務局

委員何かコメントないですか。

○委員

頑張るしかないんじゃないですか。

○委員

でもこれは令和3年の資料なので、その後良くなっているかもしれない。そんなに変わりませんかね。

さっき言われた保険料の方は、そんなに高くないというのが前ページを見て分かったんですが。

○事務局

糸魚川市の傾向としては、BMIが高い、血圧が高い、あとコレステロールも高いということで、糸魚川市の特徴として挙がっているものについては、変わっていないです。

○委員

ああ。現在でも…。

○事務局

連合会でまとめた資料になるので、ちょっと年度が古いものになっているんですが、現在でも変わっていません。

○委員

データがそろるのが大変ですものね。でも、これは色別で分かりやすいというか、素人が見ても見やすいです。

○事務局

毎年この時期になると、2年遅れになるんですが、「目で見える国保」をお配りさせていただいています。

○委員

これって全戸に配布ですか。

○事務局

いいえ、委員さん向けです。

○委員

そうですよね。こういう資料があると一般の人が分かるというか。

○事務局

連合会の資料で、ホームページにも掲載されていますので、このような資料も載っていることを周知していきたいと思います。

○委員

国保の保険料は統一していくというお話なんですが、会計等を県内で全部まとめるとか、そういう話の流れというのはあるんでしょうか。

○事務局

最終的にはそうなります。今もう既に財政関係については県で取りまとめ、糸魚川市はこの額の納付金を収めてくださいという計算もしていただいている状況で、それが今度、全部後期高齢者医療保険のように、県で取りまとめをして、いくら払ってくださいという形になっていくものです。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

こちらについては、これは承認というか説明という感じなんですかね。

○事務局

報告です。

○会長

では、そのように進めていただきたいと思います。

(4) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び

第4期特定健康診査等実施計画のパブリックコメントについて

○高崎国保係長

前回、1回目のこちらの協議会で計画の説明をさせていただいた後、令和5年11月6日から12月5日までの1か月間、パブリックコメントを行いました。結果につきましては、意見はなかったということで、その報告になります。この後、3月に策定いたしまして、4月になりましたら委員さんのお手元にお届けするような形になりますので、よろしくお願いたします。以上です。

【質疑なし】

5 その他

○高崎国保係長

先ほどご意見としてあった「目で見える国保」の他に、資料で「令和6年能登半島地震の被災者の方へ」というチラシを入れさせていただいていますが、災害救助法の適用市町村の住民の方で糸魚川市の国保に加入されている方、(2)の①から⑤のいずれかに該当する方については、保険証等がなくても医療機関で受診できますというチラシになります。

ただ、糸魚川市では大きな被害はなかったもので、(2)の④⑤に該当する方がもしかしたらいらっしゃるかもしれないということで、こちら

の方の制度に載っております。

令和6年4月末までの診療分が対象になるということで、対応をしていきます。説明は以上になります。

あと、今年度、今回が最後の協議会になります。委員さんの任期が令和7年4月30日までですが、異動によって現在の所属等変更になる場合は、後任の委員の方の推薦が必要になりますので、忘れずにお申し出をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

一つ確認なんです。マイナ保険証で、保険証を持っていない方で保険証が使えなくなる前に、申請しなくても資格確認書を交付されると書いてあるんですが、これは持っていない方に全員に交付されるということですかね。

○事務局

そうです。

○委員

12月ちょっと前ぐらいに交付される。どのぐらいに。

○事務局

令和6年7月31日に切れる保険証で最後の保険証の更新になりますので、その後1年有効としています。

○委員

来年、令和7年の7月までは…。

○事務局

使えます。

○委員

その後、まだ保険証を持っていない方は、申請もなくて、何か送られるということですね。

○事務局

そうです。12月2日で廃止になるので、有効期限まで待って、その後に、持っていない方については資格確認書をお出しする形になります。

○委員

特に申請はいらない…。

○事務局

いません。送ります。

○委員

私達が今持っているのは、この7月でまた新しく出るじゃないですか。7月末に。それはまた1年間使えるし、マイナ保険証を持っていればそっちも使えるということですよね。

○事務局

はい。どっちでも使っているのですが、チラシにも書いてあるとおり、マイナ保険証を使っていただくと20円安くなります。保険証は廃止していく方向になりますし、マイナ保険証を利用していただきたいという国の趣旨があるので、マイナ保険証を使っていればと思います。

○委員

はい。分かりました。

○事務局

お願いします。

○委員

20円というのは、1か月で20円と言われましたか。

○委員

安くなるんですが、それが毎回かと言われるとそうでもない。また、医院さんと薬局では違うかもしれない。その人その人のタイミングがあって、この月は20円安くなったけど、次の月は安くならないですよ。

その都度私達も、今月は出したら安くなりますよとは言わないですが、なるべく、マイナンバーの方が安いですよ、お薬手帳を出された方が安いですよ、とかお声がけはします。

マイナ保険証を使う。いずれはそうなるんだから、使っていきたい方がいいんじゃないかなと思います。

○委員

練習した方がいい。

○委員

そうですね。

○委員

医院によっては違う…。

○委員

機械が違うから、医療機関ごとに…。

○委員

機械を置いている医院さんや薬局によって操作が違いますよね。それでついつい面倒になって、保険証のほうになっている。でも慣れた方がいい、ということですね。

○委員

慣れた方がいいかなと思います。

○委員

ギリギリは…。

○委員

いずれは切り替わっていくので。今だったら多分、医療スタッフもやさしく教えてくださるだろうし。変わりました、私できません、ああどうしようってなる前に。時間がある、余裕があるときに。

○委員

そうですね。本当に具合悪いときにやれないですもんね。

○委員

その方がいいんじゃないかなと私達は思います。

○委員

ありがとうございました。

○事務局

マイナ保険証をお持ちいただくと限度額認定証の発行をしなくてよくなります。

○会長

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。全体を通して。

○会長

委員の任期は来年、令和7年の4月30日。もう1年ある。

○事務局

はいそうです。よろしくお願いいたします。

6 閉会

○池田健康増進課長

それでは閉会にあたりまして、清水会長代理より一言ご挨拶をお願いいたします。

○清水会長代理

1月1日の正月で楽しいときに、大きな地震で皆さんびっくりされたと思いますし、私も今一人暮らしなので、ちょっとグラグラっとくるとパニックになりそうな状況で、精神的にも悪いなと思っていますが、これからも自分が100歳まで生きるんだという気力を振り絞って、なるべく糸魚川市に保険料で迷惑をかけないような形で、皆さんに声を大きくして、友達だとか友人に話していただければと思います。

帰りは相当暗くなってきていますし、雪の降っているところもあると思いますので、交通事故に遭わないように気をつけてお帰りください。

本日はどうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

○池田健康増進課長

以上をもちまして国保運営協議会については閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上

糸魚川市国民健康保険運営協議会規則第5条により署名する。

会長

委員